

土木交通委員会

説明資料

平成28年12月1日

緑政土木局

1	条例改正に至った経緯について -----	1
2	農業委員会の事務について -----	2
3	委員報酬の算出根拠について -----	3
4	農業委員の選考における本市の考え方について -----	4
5	農地面積の状況について -----	5
6	建議書及び意見書について -----	6
7	農業委員選挙について -----	8
8	鶴舞公園陸上競技場の使用料について -----	9
9	鶴舞公園陸上競技場の種目別利用件数について -----	10
10	橋りょうの点検結果について -----	11

1 条例改正に至った経緯について

(1) 理由

農業委員会法の一部改正による。

(2) 農業委員会法改正の目的

農業委員会が、その主たる使命である、農地利用の最適化（担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）をより良く果たせるようにする。

(3) 農業委員会法改正の主な変更点

ア 農業委員会業務の重点化

農業委員会の事務として、農地利用の最適化の推進を必須業務に位置づけ

イ 農業委員の選出方法の変更

(ア) 公選制と選任制の併用を廃止

(イ) 公募により候補者を選定し、議会の同意を得て市長が任命

(ウ) 委員の過半数は原則として認定農業者

(エ) 利害関係者以外の者を1人以上含める

ウ 農地利用最適化推進委員の新設

(ア) 公募により候補者を選定し、農業委員会が委嘱

(イ) 農地面積100haにつき1人以内

2 農業委員会の事務について

(1) 事務

区 分	改 正 前	改 正 後
必須事務	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法等によりその権限に属させた事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法等によりその権限に属させられた事項 ・農地等の利用の最適化の推進に関する事項
任意事務	<ul style="list-style-type: none"> ・農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保に関する事項 ・農地等の利用の集積その他農地等の効率的な利用の促進に関する事項 ・法人化その他農業経営の合理化に関する事項 ・農業生産、農業経営及び農民生活に関する調査及び研究 ・農業及び農民に関する情報提供 ・農業及び農民に関する事項について、意見を公表し、他の行政庁に建議し、又はその諮問に応じて答申する 	<ul style="list-style-type: none"> ・法人化その他農業経営の合理化に関する事項 ・農業一般に関する調査及び情報の提供

(2) 専属事務

区 分	内 容
農業委員	農業委員会としての議決
農地利用最適化推進委員	なし

3 委員報酬の算出根拠について

(1) 背景

ア 委員の減少

改正前		→	改正後	
区分	定数		区分	定数
農業委員（選挙委員）	30人		農業委員	16人
農業委員（選任委員）	9人		農地利用最適化 推進委員（新設）	13人

イ 業務の増加

(ア) 必須化された農地利用最適化業務

- ・ 担い手への農地等の利用の集積・集約化
- ・ 遊休農地の発生防止及び解消
- ・ 新規参入の促進など

(イ) 機能別部会（農地部会及び農政部会）廃止にともない毎月開催する総会への出席業務

(2) 算出根拠

ア 委員1人あたり業務分担に基づく算出

$$36,000 \text{円 (改正前委員報酬)} \times 39 \text{人} / 29 \text{人} \\ \approx 49,000 \text{円}$$

イ 新設された交付金に基づく算出

(ア) 委員1人あたり交付金額

$$14,202 \text{千円 (交付金想定額)} \div 36 \text{ヶ月 (任期)} \div 29 \text{人} \\ = 13,603 \text{円}$$

(イ) 改正後委員報酬

$$36,000 \text{円 (改正前委員報酬)} + 13,000 \text{円 (切捨て)} \\ = 49,000 \text{円}$$

4 農業委員の選考における 本市の考え方について

(1) 選考方法

公正・透明・客観的に農業委員を選任するために、有識者等で構成される評価会議を設置し、推薦された方及び応募された方の識見等を評価

(2) 評価のポイント

以下の2つの視点から推薦された方及び応募された方を評価

- ・ 農業に関する識見を有しているか
- ・ 地域の代表性を有しているか

5 農地面積の状況について

(平成28年1月1日現在)

行政区	市街化区域内地 市農	市街化調整区域内地 市農	計
千種	1.58 ha	— ha	1.58 ha
東	0.13	—	0.13
北	31.50	2.08	33.58
西	20.38	0.09	20.47
中村	26.53	11.03	37.56
中	—	—	—
昭和	0.79	—	0.79
瑞穂	3.98	—	3.98
熱田	0.18	—	0.18
中川	157.39	85.14	242.53
港	121.87	357.76	479.63
南	11.00	—	11.00
守山	180.37	13.15	193.52
緑	141.02	4.53	145.55
名東	26.95	—	26.95
天白	84.20	—	84.20
計	807.87	473.78	1,281.65

6 建議書及び意見書について

(1) 平成 27 年 4 月 21 日に農業委員会から提出された建議書の概要

ア 総論

イ 農業振興策

(ア) 本市全域における農業振興策

- a 税制要望
- b 農家への支援
- c 販路拡大への支援
- d 農業継続のための環境維持への支援
- e 農業に関わる多様な人材の育成

(イ) 農業振興地域における農業振興策

- a 農業経営への支援
- b 農地の利用集積
- c 農業用排水機や農業用水路等の農業基盤の保全

(ウ) 市街化区域における農業振興策

- a 生産緑地地区制度の改善
- b 駅そば生活圏内における隣接要件を必要としない生産緑地追加指定
- c 市街化区域内における利用権設定
- d 農業振興地域外における農地中間管理事業の活用

ウ 「農」の振興策～「農」にふれあう～

(ア) 「農」に親しみたいという都市住民のニーズにこたえる農業体験機会等の拡大への支援

- a 三農業公園の特色を活かした事業の推進
- b 農業体験の場の充実・拡大
- c 地産地消への理解と地元農産物への関心を深めるための事業やイベント等の一層の充実
- d 学校等での農業体験の充実

(イ) 市民への情報発信

- a 農業体験、農業ボランティアなどへの参加機会の情報発信
- b 都市農業の必要性についての広報等

(2) 平成28年5月10日に農業委員会から提出された意見書の概要

ア 総論

イ 税制について

(ア) 市民農園及び市街化区域における貸付け農地への相続税納税猶予の適用拡大

(イ) 相続税法の改正による税負担の増額に対する軽減措置

(ウ) 市街化区域内農地の固定資産税の小規模宅地並への軽減

ウ 生産緑地地区制度について

(ア) 生産緑地地区指定の面積要件の緩和

(イ) 隣筆の指定解除による道づれ解除の解消

(ウ) 駅そば生活圏内における隣接要件を必要としない生産緑地追加指定

エ 地方計画の策定について

農業委員会等の意見を取り入れた地方計画の策定

オ 農業基盤の維持・整備について

土地改良事業や農業用水路の改良への予算増額等

カ 人材育成について

チャレンジファーマーカレッジ制度の改善及び研修制度の強化

キ 販路の拡大について

農産物直売所の充実及び名古屋産農産物のブランド化

ク 地産地消の推進について

地産地消推進のための事業及びイベント等の充実並びに学校給食における市内農産物の利用拡大

ケ 農協に対する要望について

(ア) 農作業請負の対象拡大

(イ) 農地を借り受けて農業を行う組織の設置

7 農業委員選挙について

(1) 選挙区

名 称	区 域
第 1 区	千種区、昭和区、瑞穂区、南区、緑区、名東区及び天白区の区域
第 2 区	東区、北区、西区、中村区、中区及び守山区の区域
第 3 区	熱田区及び中川区の区域
第 4 区	港区の区域

(2) 定数及び立候補者数

名 称	平成 2 3 年		平成 2 6 年	
	定 数	立候補者数	定 数	立候補者数
第 1 区	8 人	8 人	8 人	8 人
第 2 区	7	8	7	7
第 3 区	7	7	7	7
第 4 区	8	9	8	9

8 鶴舞公園陸上競技場の使用料について

区 分	午 前	午 後	昼 間	夜 間
時 間	8:30～12:00	13:00～16:30	8:30～16:30	17:30～21:30
使用料	4,600 円	4,600 円	5,900 円	4,700 円

(参考) 他の施設の利用料金 (教育委員会所管)

(1) 瑞穂公園陸上競技場 (観覧席の使用及び入場料の徴収をしない場合)

区 分	午 前 (1時間あたり)	午 後 (1時間あたり)	夜 間 (1時間あたり)
時 間	8:30～12:00	13:00～16:30	17:30～20:30
利用料金	25,500 円 (7,285)	25,500 円 (7,285)	32,000 円 (10,666)

(2) 港サッカー場 (観覧席の使用及び入場料の徴収をしない場合)

区 分	午 前 (1時間あたり)	午 後 (1時間あたり)	夜 間 (1時間あたり)
時 間	9:00～12:30	13:00～16:30	17:30～20:30
利用料金	20,000 円 (5,714)	20,000 円 (5,714)	25,000 円 (8,333)

9 鶴舞公園陸上競技場の 種目別利用件数について

(平成27年度)

種 目	件 数	割 合
	件	%
サッカー	397	57.2
陸上競技	95	13.7
ラクロス	76	10.9
ラグビー	8	1.2
アメリカンフットボール	2	0.3
その他	116	16.7
計	694	100.0

10 橋りょうの点検結果について

判 定 区 分			橋りょう数	
			平 成 26年度	平 成 27年度
I	健 全	橋りょうの機能に支障が生じていない状態	5	29
II	予防保全段階	橋りょうの機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態	40	69
III	早期措置段階	橋りょうの機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態	4	7
IV	緊急措置段階	橋りょうの機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態	0	0
計			49	105

